

事 務 連 絡  
令和 6 年 3 月 2 9 日

地方厚生（支）局保険年金（企業年金）課 御中

厚生労働省年金局  
企業年金・個人年金課

「私的年金分野における個人情報の技術的安全管理措置Q&A」の改正について

令和 4 年 6 月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（※）」がデジタル臨時行政調査会において決定され、デジタル社会の実現を目指す観点から、「往訪閲覧縦覧規制」を定める法令等の規定について、規制の点検・見直しを行うこととされました。

私的年金分野における個人情報の取り扱いについては、「私的年金分野における個人情報の技術的安全管理措置」（平成 29 年厚生労働省告示第 211 号）及び「私的年金分野における個人情報の技術的安全管理措置Q&Aについて」（平成 29 年 5 月 29 日付け事務連絡）をお示ししてきたところですが、上記の点検・見直しを踏まえ、「私的年金分野における個人情報の技術的安全管理措置Q&A」について、別紙のとおり Q 3-3-2・A 3-3-2 を追加する改正を行いましたので、これに沿って個人情報を適切に取り扱っていただくよう、私的年金関係事業者に周知をお願いします。

（※）「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」の掲載 URL

<https://www.digital.go.jp/policies/digital-extraordinary-administrative-research-committee>